

意見書(案)

消費税率引上げに伴う事業者等への支援を求める意見書

国においては、平成31年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う駆け込み需要と反動減を平準化し、経済への影響を緩和するため、消費税軽減税率制度の実施やキャッシュレス決済を用いたポイント還元施策等の導入方針を示している。

これまでも中小企業・小規模事業者等に対し、軽減税率対策補助金により複数税率に対応したレジの導入等に対する支援が行われているが、消費税軽減税率制度への対応が進んでいないこと。また、消費税率の引上げに伴う消費の冷え込みが懸念されることから、人口減少や高齢化等により事業承継が課題となっている事業所の廃業が危惧されている。

さらには、消費税軽減税率制度は商品や購入方法により異なる税率が適用されるため複雑であり、消費者と事業者の双方に混乱が生じるおそれがあるとともに、本県の中小・小規模事業者においては、全国に比べキャッシュレス決済の導入が遅れている状況である。

よって、国においては、消費者及び地域経済を支える中小企業・小規模事業者等が消費税率の引上げに円滑に対応できるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 消費税率の引上げに伴い導入が予定されている消費税軽減税率制度やキャッシュレス決済を用いたポイント還元施策等について、国民生活に混乱が生じないように、消費者への周知など適切に対応すること。
- 2 中小企業・小規模事業者等が、クラウド会計やキャッシュレス決済の導入など、消費税率の引上げに円滑に対応できるよう各種支援制度の周知を図るとともに、各事業者の状況に応じたきめ細かな支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成31年3月14日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 柴田正人